

## 第4回 山武市景観計画策定委員会 議事要旨

◆日時：平成26年2月18日（火） 15時00分～17時00分

◆場所：山武市役所新館第5会議室

◆次第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) 山武市が目指す景観づくり

(2) 山武市の景観づくりの作法 ～行為の制限～

(3) その他

4 閉会

◆出席委員

北原理雄委員長、猪野源治副委員長、中谷正人委員、福田順子委員、中村順子委員、  
行木静委員、稗田忠弘委員、石橋宏委員、小川千洋委員、【欠席】廣口芳治委員

◆事務局

都市建設部：並木参事

都市整備課：土屋課長、織田主幹、並木係長、吉原主査補、若梅主任主事

昭和株式会社：青野、加藤、柴崎、中山



◆議事

(1) 山武市が目指す景観づくり

これまでの策定委員会での意見を踏まえ、事務局で整理した、山武市が目指す景観づくりについて、意見交換を行い、「理念の冒頭に伊藤左千夫の歌を入れている点は良いことだと思う」や、「景観計画の中でも、まちの新しいゲートゾーンという位置づけが必要ではないか」、「サインをつくる時に、新しいデザインを考えるのも良いが、地域の記憶もきちんと継承していけると良い」などの意見が挙げられた。

(2) 山武市の景観づくりの作法 ～行為の制限～

山武市関連法令や他都市事例を参考に、事務局で整理した届出対象行為などの行為の制限（良好な景観形成のための行為の制限に関する事項）について、意見交換を行い、「地域の生業を妨げる制限はよくないため、自然とかかわる生業について整理すべき」や、「生業をつなぐことと景観づくりの関わりが見えるようにした方が良い」、「外のはみんなのもの」という意識がしっかり根付けばよい」などの意見が挙げられた。

【議事内容】

(1) 山武市が目指す景観づくり

名前	意見内容
委員	・理念の冒頭に伊藤左千夫の歌を入れている点は良いことだと思う。景観について話し合ったりする目的というのが、伊藤左千夫の風景を受け継いだ立場として、次の世代に渡す責任を果たそうとしている。これを一つの基準として考えると良い。
委員長	・この歌があると、過去から未来に…という理念も理解しやすくなる。また、類型別とゾーン別に分けて方針を整理するというのも、わかりやすい。
委員	・サンプスギの話も入っており、大きな流れとしては良いと考える。ただ、全て「保全します」や「進めます」という表現になっているが、書きにくいと思うが、ここまでやるという目標（到達点）の設定があっても良いと考える。
委員長	・例えば、27 ページでは「…白砂青松の景観の再生を目指します」と書かれているように、他の文章についても、もう少し書き加えるということか。
委員	・細かい内容はガイドラインで整理するのではないのか。

委員長	・ 景観計画とガイドラインとの住み分けについての説明を。
事務局	・ ガイドラインでは、行為の制限に関して、具体的な高さの数字等を記載するものであり、どこまでやるかという目標については景観計画に記載することになる。
委員	・ 具体的にここをこうしてほしいという意見でも良いか。
委員長	・ 意見を出していただいて、その内容から景観計画以外の計画の方が良いという話はあると思うが、まず言っていただければ。
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来的に圏央道が茨城方面まで繋がる計画になっているため、茨城方面から来る人に対して、高速を降りた所からオライはすぬまに至るまでの道について、道路の両脇に桜を植えるなど何か考えていただければと思う。</li> <li>・ また、松尾にある保健センターについて、保健福祉部が本庁に移転し、空きがあるため、あの施設を何か利用できないか考えていただければありがたいと思う。</li> </ul>
事務局	・ 道路沿道の植栽で綺麗にするという考え方もあるが、事務局では、綺麗にする前に、まずは様々なデザインの屋外広告物について、統一することを考えている所である。どちらが先かという話はあるが、屋外広告物についての考えは計画の中に入れていたいと考えている。
委員	・ 看板をまとめるとどうか。
事務局	・ まとまるのが良いのか、デザインを統一するのが良いか、今後の検討の中で議論できればと思う。市内の看板の状況がどうなっているのかを見ていただき、議論ができれば良いと考える。
委員長	・ IC をゲートゾーンとして、そこから新しいアクセスの軸が出来るということは、都市計画の中での位置づけもあるが、景観計画の中でも、まちの新しいゲートゾーンという位置づけが必要ではないか。その上で、中村委員の意見に対応する文章としては少し弱い印象がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉大学学生の研究課題の提案に、IC から降りたところや市役所周辺、メインストリートに山武市の特徴を表した看板（絵）を出せば、イメージアップにつながるのではという内容があった。山武市のイメージを看板によって植え付けられるのができれば、良いと思う。</li> <li>・ 4つのゾーン毎に絵を描いて、イメージを形作って、それを看板にしていったら良いのではないか。</li> </ul>
委員長	・ IC をゲートとして表示する記号、軸線になる記号など、景観的な

	読み取りをして、ゾーン別方針の図に重ねていくとわかりやすいと考える。
委員	・計画の中身について、絵よりも写真をたくさん見せた方が、地域の風景が目には浮かびやすいのではないかと考える。そういうことはいくらでもできると思う。
委員長	・こんな景観になったら良いなという意味を込めた絵だと良い。
委員	・ある先生が言っていたが、旧町村の町章を活かすという考え方もある。新しい山武の山のデザインも良いが、旧4町村の昔の形も何らかの形で生かしたらいい。旧山武町の町章を、計画の中身の写真に張り付けておくのも良いと考える。将来に渡って、4つ形（旧町村の形）を持ち続けるというのも地区を大事にしていく一つの方法だと言っていた。 ・山武を売り出すためには山武特有のイメージづけられるものがあれば良いと考える。
委員長	・色々なサインをつくる時に、新しいデザインを考えるのも良いが、地域の記憶もきちんと継承していけると良い。
委員	・旧町村を生かすことについて、思ったことであるが、日本の地名が中国で商標登録されている例があり、山武、東金も登録されている。そういう名前使ったときに中国と喧嘩にならないようにしなくてはいけないと思った。 ・看板については、ICを降りたところに何も無い。～まで～キロという看板があっても良いと考える。また、空き店舗のシャッターにも～まで～キロと書けば分かりやすいと思う。写真や絵も入れたら大きい看板になると思う。
委員長	・景観計画に基づいて個別の計画があって、その中にサイン計画のガイドライン的なものが出来てくると思う。 ・商標については、中国に行かなければ問題がないのではないかと考える。
委員	・中国から商標を使うと言われた青森県の自治体もある。もめてはいけないと思う。
委員	・今の表現からは静的な印象を受ける。ICからどうするという話になると、山武市を訪れる人の動きに沿って景観を考える必要も出てくる。ゾーン別で見るとわかりやすいものも、動き回る時はなかなか見えない。以前、合併して間もない頃の山武市に来たとき、ICから降りてから旧山武町の役場に向かってしまったことがある。初めて来た時はそのくらい見当がつかない。そういう視点から、全体的な視点と動く視点とを関連づけてわかるような伝達方

	<p>法があればと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャッターの絵は時間が経つとみすぼらしくなるが、役割や場所を考えると、閉じている建物をどうやって使うかを考えることになる。シャッターがまちなかの景観を決めている場合もある。</li> <li>・屋外広告物については、景観上ある程度コントロールしたい気持ちもわかるが、広告を出す方としては、周りより目立たないといけないという至上命題がある。そのあたりを理解した上でこうしましょうという話に行かないとわかりにくい感じもする。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3章では、できるだけ目標をしっかりと伝わりやすく、できるだけ具体的に述べておいた方が良い。</li> <li>・ゾーン別の方針では、ゾーンの中で閉じてしまうのではなく、外から来た人がどう動くのかという視点も念頭に置いて、面的な整理だが、拠点や線が入ってわかりやすく重ねられていくときちんとつながっていくと考える。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンプスギはカタカナ表記になるのか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的にはわからないが、立場としてはカタカナ表記を使っている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築用材としての杉は「サンプスギ」で、一般的に山武市に生えているものを「山武杉」として使い分けている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その2通りがあるのは事実。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記述に気になる点は何点かある。</li> <li>2ページ：「…後世に…」ではないか</li> <li>9ページ：「…もちろん…」よりも「…もとより…」や「…はじめ…」ではないか</li> <li>13ページ：「下総台地」とは正式名称なのか。</li> <li>29ページ：文章中で「生業」にも触れていただければと思う</li> <li>29ページ：また、「眺望」に関連した施策として、ライブカメラの設置ができると、イメージアップにつながると考える。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状ではどこにライブカメラが設置されているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認する。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性について、国内的に話題になっており、生物多様性の視点で建物の話をしたことがあるが、新しい視点で話をすると物の見方が変わる。サンプスギの話をするとき生物多様性の視点を入れると、人間にとっての材料の供給の面と環境調整の面がある。さらには教育や文化的な側面があって、それぞれがラップしているが、一番大きいのは供給の面と調整の面が見えてくる。今</li> </ul>

	<p>の林業の問題が、材木が売れないとか出てこないとか供給の問題と、空気や水をきれいにするという調整の面であったりと、問題点が分離されてはっきり見えてくる。ここでそういう視点を入れて洗い直すと、田んぼの問題も、米は良く取れるが生き物がいないという、産業や市場を基準にした価値観では見えないものがある。一度洗ってみたら面白いと思う。</p>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の視点を入れて整理を進めるとよりクリアな印象になるのかなという意見。宿題として願います。</li> </ul>

(2) 山武市の景観づくりの作法 ～行為の制限～

名前	意見内容
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出対象行為について、山武市独自の取組みとして加えたものはあるか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目として新たに加えたものはない。細かい規制の中で山武市独自のものを考慮している。例えば、広がりを見ることができ山武市独自の眺望に対して、これを遮るものについて制限をかけたいという事で「高さ・配置」に眺望について記載している。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「主要道路や視点場」が具体的にどこかについては、景観計画の中でわかるのか、それとも別途定めるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それについては、ガイドラインの中で具体的に定めていきたい。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画の中では具体的には述べず、ガイドラインで具体的に明示されるということで認識する。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出対象行為の「木竹の植栽又は伐採」について、300㎡以上が対象になるという事であるが、林業家から言わせるとかなりの厳しい制約だと感じる。許認可はどこでされることになるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山武市の関連法令で定められている部分があるので、それと照らし合わせて設定することが多い。木については伐採及び伐採後の造林届出制度が関連してくる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の景観計画の届出対象で、300㎡以上の場合に申請しなければいけないのは、山武市内の全域が対象になるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低限のルールは関連法令と照らし合わせていく中で定めるが、今回提示したものに関しては、最終ではないので、いただいた意見を基に詰めていきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、山を開墾して新しいランドマークを創ることになって、10m以上の高い建物が建つと、この制限に引っかかってどうになるのか。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山武市には様々なゾーンがある中で、各制限が山武地区全てに有効だろうか。ゾーン別方針のように規制自体も、ゾーンによって多少ニュアンスも変わってくるのではないか。山林に関しては森林法と景観との関係がどうなのかが見えない。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点地域に指定したところについては、ひとつの方向性を見出せやすいと思う。しかし一律に制限をかけることで、将来的にいじれないようになってしまうと困る。制限について、現況で固定されてしまう事が果たしていいのか心配なところである。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでにある「伐採及び伐採後の造林届出制度」というのは、何㎡以上という条件があるのか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あるはずである。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・300㎡以上というのは、従来の基準より厳しくなっていないか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点での段階では、従来の基準に基づいて、この基準を設定している。今後ご意見いただく中で検討していきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・300㎡以上については、現在指定されているレベルとして認識して良いのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「伐採及び伐採後の造林届出制度」について、すべての山林が対象という事ではなく、「森林整備計画」で定められている地域森林計画対象民有林が対象地になる。そのため、保全すべき森林については制限が働くという内容になっている。ゾーンごとの基準が必要になってくると思うので再度検討させていただきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定されているところ（地域森林計画対象民有林）がどの範囲がよくわからない。しかし今回これを謳うという事は、一般的に全地域が対象として捉えてしまうので、最終的にどう表されるのか心配になるので、それを踏まえてご検討いただきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹は林業から言わせると天敵であると思う。そうなると、林業の生業を考えると竹の伐採を制限はあまりして欲しくないのではないか。山武市として大事にしていきたい生業が不便になるようでは問題であるため、自然と関わる生業については整理すべきである。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生業を妨げる制限は問題である。特に林業が重要なエリアについては、一般的な地域と異なってくると思うので、どのような設定にするのか検討いただきたいと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作法について、「面積」や「高さ」の基準をどうやって設定したのか。また、これらの制限をどうしてすべての建物に応用できないのか。例えば小さい家は赤い色を使っても良いのか。カラー制限</li> </ul>

	<p>についてはどんな建物でもやるべきだと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働による景観づくりなのに、市民の作法が書かれていないように思う。事業者に対する制限だけで、市民は実際に何をするのが抜けている。小さい話で言えば、ごみの捨て方やリサイクル方法等があると思う。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できればすべての建築物・工作物に制限をかけていくことが望ましいが、ここでは周囲に影響のある一定以上の規模のものについては届出から審査をさせていただき、その他の建築物・工作物においても意匠形態については配慮していただく。一定以上の規模のもの以外は良いという事ではない。それについては書き方が足りなかったので、記載させていただく。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツのまちがなぜ綺麗かという、全て景観の一部分だという理解があるので高さや色、角度まで全部決められている。重点地域にする以上は、「できればして欲しい」ではなく「すべき」ではないかと思う。ただここで決めてしまうのではなく、市民の委員会を設けて、市民自らルールを決めた方が良いのではないか。市民個人の家も全部景観の一部分という理解をしてもらいたい。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「5-1の行為の制限について」の前段に、みんなで山武市の景観を創っていくには、ひとりひとりが景観の事を考えながら、建物を建てる時も考慮する意識が必要だというような記載があっても良いと思う。</li> <li>・それから、重点地区の項目に、対象規模が記載されていない理由について、説明があった方が良くもしい。</li> <li>・また、景観計画においては、周りに影響の大きいある程度以上規模に絞ってやらないと、多くの方の賛同を得られないということと、届出件数が増えると、役所の人間の数が足りないという実態がある。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・51頁「景観基準評価等の審査組織等の検討」とあるが、こういった組織をつくるという事か。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の山武市には審査をする機関がないので、設けていくことを検討していきたい。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的には景観審議会や景観アドバイザーなどが挙げられるが、山武市ではもう少し違うものを検討しているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場合によっては景観アドバイザーの活用かもしれない。山武市ではまだそこまでの方向性は決まっていない。</li> <li>・また、福田委員の意見にあった「市民がやること」については、</li> </ul>

	第4章の「視点」で整理しており、それを数値化したものを第5章に記載している。
委員長	・ 景観アドバイザーや審議会だけではどこもうまくいっていない印象がある。山武市ならではのやり方で、市民の方にも入っていただいて、その中で、人も育っていくような仕組みになるとより良い。是非ご検討いただきたい。
委員	・ 「生業をつなぐ」と景観づくりがうまく連動しないとわかりにくい。51頁の「6次産業化の推進」については、景観とどう関わるか、納得できる書き方がされていないと単なる産業活性化で終わってしまう。
事務局	・ 山武市の景観を創ってきたひとつとして、林業や農業などの生業があると思う。そうした生業をいかに継続できる状態にするかが重要になってくる。書き方としては、言葉足らずで農業の推進に捉えられてしまうが、生業を維持するという意味で記載させていただいている。ご指摘を踏まえ、記載する。
委員	・ 長野の小布施が非常に綺麗なまちづくりができています。そこでは「中は自分のものだけど、外はみんなのもの」という言葉が有名である。市民の中に「外はみんなのものだ」という意識がしっかり根付くと良い。そうした記載があってもよいのではないかと思います。
委員長	・ そういうメッセージもわかりやすく入ると良い。地域の皆さん自身が暮らしの場を守っていきたいという意識を持って、それをバックアップできる体制があれば、それこそ本当の意味で山武らしい地域の人たちによる景観計画になると思う。
事務局	・ 先ほど意見のあった「芝山はにわ道」については、千葉県で道路の愛称として定めている。
委員長	・ 山武市での通称は何か。
事務局	・ 先ほど挙げた「空港道路」。
委員長	・ 通称で表記しても良いのではないか。
事務局	・ 「芝山はにわ道」はあくまで愛称なので、ご指摘を踏まえ調整させていただく。 ・ 「下総台地」については、「下総」という地名とは別に、丘陵部の上の部分が、地形上「下総台地」と呼ばれる。

－以上－